

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月11日
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 山道 裕己
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役CFO 川井 洋毅
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役兼代表執行役グループCEO 山道裕己 及び 常務執行役CFO 川井洋毅 は、当社グループ（当社及び連結子会社等）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループでは、営業収益の項目とその源泉となる事業拠点の関連性が明確であり、また、当社グループの事業活動の規模が、主として売買代金や取引高等を通じて収益に反映され、かつ経営管理上也注視しているため、連結営業収益（連結会社間取引消去後）をベースに、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、おおむねその3分の2がカバーされるように「重要な事業拠点」を選定しております。選定した「重要な事業拠点」においては、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、有価証券等の上場、売買、清算及び決済などを行うことに伴い多額に計上される「営業収益」、「営業未収入金」、及び、当社グループのビジネスが情報システムに大きく依存していることから多額に計上される「情報システム設備」及び「ソフトウェア」等を中心とした「有形固定資産」及び「無形資産」を評価の対象としております。

さらに、当社グループを横断的に分析、評価及び検討し、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、難易度の高い見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（税金・税効果プロセス、退職給付プロセス等）を財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。